

# 北海道教育委員会 公報

平成27年1月16日  
(金曜日)

第6134号

## 目次

### 告示

- 教育職員免許状の失効について…………… 1
- 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の解除について…………… 1
- 通達・通知**
- 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について…………… 2

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第2号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成27年1月16日

北海道教育委員会委員長 中村 隆 信

氏名	前田 哲 哉	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平2小2第36号	平成3年2月2日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (保健体育)	昭57中1第3759号	昭和57年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状 (保健体育)	昭57高1第3799号		
失効年月日	平成26年12月3日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		
氏名	金子 武 嗣	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平4小1第920号	平成5年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (理科)	平4中1第1343号		
高等学校教諭1種免許状 (理科)	平4高1第1609号		
失効年月日	平成26年12月18日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第3号		
氏名	栗下 哲 也	本籍地	愛知県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平4小1第291号	平成5年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭2種免許状 (数学)	平4中2第390号		
失効年月日	平成26年12月24日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		

### 北海道教育委員会告示第3号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり解

除した。

平成27年 1 月 16 日

北海道教育委員会委員長 中 村 隆 信

- 1 技能教育のための施設の名称  
札幌科学技術専門学校
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の解除

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
プログラミング技術	プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 術

- 3 指定年月日  
平成27年 4 月 1 日

## 通 達 ・ 通 知

教 給 第767号  
平成27年 1 月 16 日

各 次 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

### 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成26年12月24日付け人委第671号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

### 別記

人 委 第671号  
平成26年12月24日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

### 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年 5 月 1 日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成26年 4 月 1 日から適用されることとなったので通知します。

#### 記

第10第10項の(4)アの(ア)中「100分の33」を「100分の35.5」に、「100分の29」を「100分の30.5」に改め、同項の(4)アの(イ)中「100分の43」を「100分の46.5」に、「100分の48」を「100分の51」に改め、同項の(4)アの(ウ)中「100分の52」を「100分の56」に、「100分の67」を「100分の71」に改め、同項の(4)イの(ア)中「100分の18.5」を「100分の20」に、「100分の14」を「100分の15」に改め、同項の(4)イの(イ)中「100分の23以下（特定幹部職員にあつ

ては、100分の23.5以下)」を「100分の25以下」に改め、同項の(4)イの(ウ)中「100分の28」を「100分の30」に、「100分の33」を「100分の35」に改め、同項の(5)ア中「100分の52超100分の61」を「100分の56超100分の65.5」に、「100分の67超100分の81」を「100分の71超100分の85.5」に改め、同項の(5)イ中「100分の28超100分の32.5」を「100分の30超100分の35」に、「100分の33超100分の42.5」を「100分の35超100分の45」に改め、同項の(7)アの(ア)中「100分の67.5」を「100分の72.5」に改め、同項の(7)アの(イ)中「100分の87.5」を「100分の92.5」に改め、同項の(7)イの(ア)中「100分の32.5」を「100分の35」に改め、同項の(7)イの(イ)中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

(給与課給与グループ)

